

州のブロックストンにハリスの設立した一種のユートピア社会 (An utopian community) に入っているのであるが、⁽¹¹⁴⁾ そこで森がハリスの強い影響を受け、ハリスを通じてキリスト教に接したとされているのである。つまり、あの大胆な「信教自由論」は、ハリスの教団で得たものを根底として書かれたものとみることができるのである。とするならば一体森はハリスの教団でどのようなキリスト教にふれたのであろうか。

森らがブロックトンに移住してまもなく、森の仲間のうち吉田、松村、畠山の3名が、森、鮫島、永沢と別れ、ニューブランズウィックのラトガス大学に移り、正式に入学を許可されているのであるが、グリフィスはこの間の事情を説明して、畠山がハリスの集団に入ったことを「狂信的社会主義者達の手に落ちた」

(Falling into the hands of some socialistic fanatics) と表題しており、そこからラトガス大学に入学したことについて「そこから逃れてラトガス大学の科学課程に入った」といっているのである。⁽¹¹⁵⁾ 畠山らは、ハリス教団で、「肉体を責めさいなむことにより真の英知に至ることができる」⁽¹¹⁶⁾ と説き聞かされ、農場では、無報酬で極めて過酷な労働に従事させられていたのである。以上のようなグリフィスの表現からもうかがわれるように、ハリスのユートピア社会なるものは、実は極めて特殊な団体であり、一般には狂信的で危険な集団とみなされていたようである。ハリスの教えそれ自体も、極めて特異で神秘主義的なキリスト教であり、一応スエーデンボルグの教義 (Swedenborgianism) を奉じていたとはいわれているが、スエーデンボルグニズムの正統派 (Orthodox Swedenborgianism) に属する人々は、ハリスの運動を、当時、疫病の如くにひろまりつつあった降神術的傾向のある異端の教え (spiritualistic heresies) の一つであるとして、

最初から、これを認めてはいなかったといわれているのである。

ある伝記作家によれば、ハリスは "American curiosity — an exhibit not a gospel" であったと評せられており、彼の思想は二つの主要な考え方、つまり第一に神聖なるもの (divinity) 及び靈視 (visions)、靈動 (convulsions)、魂の肉体離脱の現象 (trances) 等の心靈現象によって強調される靈界 (the world of spirits) への直接的な接近の主張と、第二に緻密に理論づけられた性的神秘主義思想 (elaborate sexual mysticism) の上に立つものであったといわれているのである。⁽¹¹⁷⁾

このような極めて特異なものであったハリスの考えから、森がいかなるキリスト教的考えを学びとったのか、そしてそれが彼の内面で、教育を「一国の物質的な繁栄のため」に考える考え方とどのようにかかわっていくのか、かならずしも明らかとはいえない面がいまだに残されている。

更に、森がハリスの教えを一旦は信じながら、幾ばくもなくして彼の理性が、それを信ずる能はざるものであると発見したともいわれており、⁽¹¹⁸⁾ 又もつと後になって、彼が「欧羅巴には宗旨があつて、少年の精神を確むる故に其結果を得ているが、併しながら、是は御国に於て採るべきことではない」⁽¹¹⁹⁾ といい、更にその上「幸いにして我国には万国に類のない所の優美なる国産がある。それは何ぞという外ではない。即ち御国の団体、万世一系の一事である。此一事より外に教育の基とすべきものはない」⁽¹²⁰⁾ ともいっていたともいわれており、彼のキリスト教に対する考え方が、実際にどのようなものであったのか、又それが彼の国家主義的思想傾向とどのように結びつき、どのように変容していったのか、あるいは変容していかなかったのか正確にとらえることは、かならずしも容易なことではない。

しかし、我々は今森の思想形成のあとをたど

つていのではない。我々にとつて重要なことは、森書簡そのものの性格であり、その森書簡の性格を明らかにすることにより、それに答えていつたマーレイの考え方を明らかにすることである。このような観点から、いえることは、森が書簡を認めてから、「信教自由論」を書くまでにはさほど大きな思想の変化はありえないことであり、たとえ特異なキリスト教の一派を通じてではあれ、森がキリスト教に対して深い理解を持つていたことは確かなことであり、又宗教と教育とのかかわりについて、深い関心を寄せていたことも確かなことである。とすれば、森は、宗教と教育との間の関係の重要性を十分に意識しながら、書簡においては、意識的に「一国の物質的繁栄」と教育の関係にのみ焦点を合わせ、宗教と教育との関係については、あえてふれることをさけていたことが明らかとなるのである。

何故に森は、このような苦しい配慮をしなければならなかつたのであろうか。

同様の疑問が、政治と教育との関係、つまり、共和政体と教育との関係についてもわきおこってくるのである。

森が、アメリカに移つて留学を継続する策を計つた際、単に便宜的にアメリカに渡つたのではなく、「アメリカそのものに深く心を引かれ、その国風を欣慕して」⁽¹²¹⁾渡つたといわれており、それは、「米国は今開国を去ること漸く二百年、国家の政大小となく悉く万民と謀り、公平正大の政事をなす、只今世界に於て突然たること世人皆知る所なし、尤西洋人皆云うに、後世起る所米なりと、殊に英人は米人を諱候得共、是亦同説なり御照察可被下候、私ひそかに、勤考仕候に、俱に親交を結び、有無を通ずる所此国なりと着眼仕候」⁽¹²²⁾という理由によるものであつたのである。当時自由の国、新興の国、民主主義の国アメリカが、どれほど若い森の心をとらえてはなさなかつたかわかるのである。アングロ・アメリカの近代自由主義・民主主義の思想が、森の若く柔軟な心をいたく刺激し、そ

れが彼に帰国後、公議所をおこし、そこで封建郡県可否論や廢刀論をまきおこさせることとなつたといえるのである。そして又そのようなはげしい行動を支えた彼の政治思想は、より具体的には、前にもふれたようにフルベツキのそれと同様、ジエフアソンの自然の貴族制にも通ずる考え方であり、当然、教育とも深いかかわりあいを持たざるをえないものであつたのである。

つまり、森が、書簡を認める時点において、政治と教育、とりわけ、共和政体と教育との関係について彼が無関心でおれたはずはなく、彼が、この問題について、最大の関心を払つていたことは、まぎれもなく確かなことであつたのである。

しからば、何故に、彼は、書簡において意図的にこの問題についてふれることをさけたのであろうか。

それは、かつて森が公議所において廢刀論に敗れ、徴士並びにすべての政府の職を免ぜられ、位記返上を命ぜられるという苦い経験をなめることによつて、民主的政治制度を日本に移入することが、いかに困難であり、又危険をとまなうものであるか身をもつて体験したことと無関係ではありえなかつたと思われるのである。このような体験を通じてこそ、彼はやがて「アメリカの生活と資源」において「国家の政大小となく悉く万民と謀る」共和制(a republican of government)が、実は、思わぬ欠陥と危険な側面を持つものであることを認めざるを得ないと告白(We confess)するに至つたものと考えられるのである。⁽¹²³⁾

しかして、彼は、アメリカの政府や諸制度をみて日本人が、とかく自分の見たものに魅せられてしまう傾向が見受けられるが、どのような形においてであれ、我国の政治制度でそうしたものをとり入れる際には、そのとり入れようとするものをあらゆる角度からよく検討することとが極めて重要なことであると述べ、更に、アメ

リカにおいて自由を尺度とすることからくる弊害を正すことは、最も至難なこととなっており、このような弊害は、注意深く避けなければならないこと。このような弊害を避け共和制を成功させるためには、教育上の資格 (educational qualification) が必要であることを、決して忘れてはならないこと。アメリカ最高の思想家がその意味において、政治家の陰謀がアメリカを不幸な状態におとし入れていることをなげいている事実のあること。共和制は、その体制下に住む人々が有徳で良く教育されているときにおいてのみ繁栄し、満足にそして恒久的にその機能を発揮することができるものであることを繰り返し述べているのである。(124) つまり明らかにこの時点においてもなお森は、アメリカの共和制のもつすぐれた点に究極的には共鳴しながらも、その早急な移入に関しては、次第に用心深くなっていたことがわかるのである。しかし、ジェファソンがそうであったように、共和制における教育の役割の重要性を特に強調し、日本の実情を考慮し、どんな形においてであれ、日本の政治制度に民主的な考え方を導入する場合には、注意深く慎重に行うべきであると繰り返し述べ警告を発するに至っているのである。しかし、彼のアメリカの有識者達への書簡の中においても、この重大な問題を第五番目の留意事項として、「法律及び政府に対する教育の影響」という形で、ごくひかえめに提示するにとどまり、賢明にも、もっとも無難な、「物質的繁栄に対する教育の効果」に焦点を合わせて問題を作り書簡を認めたものと考えられるのである。いいかえるならば、彼は決して、共和制の進歩性を認めえなかったわけではなく、又共和制と教育との関係についても知らなかったわけではなかったのである。否、それをよくわきまえていながら、彼は、フルベッキが「封建制から、にわかには共和制へ移行させようとするのは、あたかも、にわとりに、すぐさま生きたひよこを生ませようとするようなものである」(125) という態度を

とったのとほぼ同じような理由から、共和制への急速な移行は望ましくないと判断するようになっていたといえるのである。更に、彼は、その後、「顧みるに、我国万世一王、天地と興に限極なく、上古以来威武の耀く所、まだ曾て一たびも外国の屈辱を受けたることあらず(126)」という歴史観をもつようになり、そのような歴史観から「国政統理の大権を皇上一人に帰す」という考えを抱くようになり、更に、「米國若しくは英國の例の如きは不満なりと云はざるべからず(127)」とさえ言うようになったとされているのである。しかし、その後は「御國の団体、万世一系の一事である。此一事より外に教育の基とすべきものはない。……此國の成立を以て教の基礎にすることが教育上第一の主義とすべき(128)」であると確信をもって国体教育の主義を主張するに至ったとさえみなされるようになっていたのである。このようにみえてみると、一見したところ、森の内部において大きな転向が起ったように見受けられるのである。しかし森の基本的考え方には、外見ほど大きな変更はなかったように思われるのである。結局、森の考え方の根底にあったもの、それは、最初から至烈なる愛国の情でありやがては、彼をして、日本を「是迄三等の地位にあれば、二等に進め、二等にあれば、一等の地位に進め、遂には万国の冠たら(129)」しめよと主張させ、彼の同じ憂国の情が、彼をして、キリスト教や共和政体の移入を考えつかせ、更に英語を国語として採用することさえ思いつかせたものとみることができるのである。林竹二教授も指摘しておられるように、森には常に、「ネーションの運命を形づくるという、重い責任ある仕事に従事している」(We are charged with the task of moulding the destiny of our nation)(130) という厳しい意識があり、それは、森をよく知っていたアメリカ人、ランマンも、グリフィスも等しく認めていたところである。(131) グリフィスが、明治5年森

の英文で出版した「信教自由論」(Religious Freedom in Japan)の扉に、森が、
国及び天皇の誠実にして熱烈なる僕であり、忠誠無私なる愛国の士であることを証明していたことについては、すでにみてきたところである。(132)

つまり、森は日本のおかれた危機的状況を最も厳しく感じとっていた日本人の1人であり、その危機的状況をのりこえて進み、日本民族が真の文明の域に達するためには、日本民族そのものを根底からつくりかえる必要があると感じており、そのためには、単に西欧の近代科学の成果のみならず、日本人の価値観や性格をもつくりかえていかねばならず、そのためには、政治制度教育制度の抜本的な改革と共にキリスト教の移入をも積極的におし進めて行く必要のあることを考えていたものといえることができるのである。しかして、そこには、当時の我国の開明的指導者達の多くが考えていたといえる「私魂洋才」的な又佐久間象山の「東洋の道德、西洋の芸術」的な西洋文化摂取における選択原理をはるかに越るはげしい改革意識を感じとることができるのである。しかし、同時に、書簡を認めた時点において森は、アメリカ駐在の日本外交官として、又ネイションの運命を形づくるものとして畏るべき重責を果すべくせまられていたのであり、又その重責を彼は誰よりも強く自覚していた人であったのである。しかも、彼は確かにキリスト教をも含む欧米文化(Occidental civilization)の移入によって、日本民族そのものを根底からつくりかえることを主張しており、そのために起る混乱はまぬがれえぬところであり、進歩のためにはそれもやむをえざることとを考えていたことは事実である。しかし、同時に、無駄な混乱は、出来るだけ避けるべきであると考えていたことも又事実であり、実際に、"Im all matter we deal with, true precaution is important, nay, absolutely essential" (133) ともいっ

ていたのである。

結局、我々がアメリカの教育について考える際、いつも最も重大な問題としてとりあげてきたことを常としている、宗教と教育、政治(とりわけ共和政体)と教育との問題に関して、森が書簡を認めるにあたって、あえて意図的にふれることをさげ、「一国の物質的繁栄」と教育との関係にのみ焦点をあわせていったものと考えられるのである。このことは、特に、森の書簡の方が日本を代表する外交官として在任中に書かれたものであったのに対し、森自身の政治的、宗教的、教育的信条を大胆に吐露したといえる「信教自由論」の方は、森が、駐米代理公使を辞任したあと書かれたものであったことを考えると、より一層明らかとなる点である。林竹二教授も指摘しておられるごとく、森は自らの信条を大胆に被歴するために駐米代理公使の機をあえてなげうつたとさえ推測されるふしがあるのである。(134)

以上のことから、マーレイは、極めて複雑な森の書簡に答えていかなければならなかつたことを知るのであるが、このように複雑な性格をもつと考えられる森書簡に対するアメリカ人識者達の反応は、どのようなものであったのだろうか。概していえることは、表面的にみるかぎり、彼等の回答と森書簡との間には、大きな見解の相違が認められるとともに、明らかな意識のずれが認められるのである。もつとも、森自身は、このずれをこそ、期待しており、アメリカ人識者達の言葉を借りて日本人を啓蒙しようとしていたのかもしれない。とまれ、両者間のずれは当然のことながら、宗教、とりわけ、キリスト教との関係にかんする考え方において最も露わなものとなっており、13名の識者達のうち7名までが、問われもしないキリスト教と教育との関係について問題にしているのである。クラーク(William Clark)が黒田開拓長官と激論の末、札幌農学校に、アマーフト大学に復活していたピューリタンの精神を移し植えることに成功した話は、あまりにも有名であ

るが⁽¹³⁵⁾このクラークのつとめていたアマースト大学の学長スターズは「私自身としては、貴殿の示されたような問題に関して意見を述べる前に、西欧文明及び国家の実質的進歩の基礎そのものに、直ちに触れなければならないと思うのです。つまりキリスト教についてであります。⁽¹³⁶⁾」と述べ、教育の重要性を認めながらも、国民の文明の発展に本質的に価値のあるものとなる教育は、結局のところ道徳に基礎を置くものでなければならず、公衆道徳はキリスト教なくしては得られないと主張し、しかも、そのキリスト教は新約聖書による純粹のキリスト教でなければならないといっているのである。

ウィリアム大学のホプキンス学長も同様の立場から日本人がとるべき最善の進路は、「我々の文明において優れたものは、いかなるものもキリスト教から発している。⁽¹³⁷⁾」ことを認めることだと主張し、しかも、そのキリスト教とは、バイブルを自由に読むことを許すプロテスタンティズムの信仰でなければならないといっているのである。

同様に、アマースト大学のシエーリー教授も、「キリスト教国においてはキリスト教がその全教育者を鼓舞する源であること⁽¹³⁸⁾」を強調、もし我国における全国的教育機構の創設も真の宗教を教えることによって教育を導くのでないかぎり、見逃すにはあまりに重大な性質の危険をとまなうものであることを痛感するといっているのである。

ブリンストン大学の学長マコーシュも、彼等の祖先を野蛮人の無知から解放したのは実に、キリスト教であることを主張し、あらゆる分野の教育は、バイブルとりわけ新約聖書による宗教教育によって方向づけられなければ、その目的を達成しえないとしているのである。しかして、日本政府にこのような宗教教育を実行する用意がないのならば、それをキリスト教徒に許し、奨励するようにすすめているのである⁽¹³⁹⁾

学校の直接課税による維持を強調し、公教育制度の確立を特に主張するポトウエル財務長官はさすがに、このような宗派的な宗教教育の主張こそしていないが、公立学校においても、「更に十分なる規律と、純粹なる道徳を必要とし、またキリスト教真理についての一層明確な概念と一層實際的な認識を必要としている。」⁽¹⁴⁰⁾と述べているのである。

ブリンストン大学の前学長ヘンリーも、政府はいかなる宗教とも特殊な関係を結ぶべきではないと主張し、宗教教育に対して信仰の自由が与えられることが望ましいといいつながりながら、西欧諸国においては東洋諸国におけるよりも、より高尚で、より純粹な道徳体系が存在しているといい、それは結局純粹なキリスト教の教訓において述べられている来世への固い信仰にもとづくものであることを暗にほめかしているのである。⁽¹⁴¹⁾

歴史的にみて宗教的多様性の最も強かったペンシルヴァニア出身の牧師、ペリンチーフ師は、聖職者であるにもかかわらず、彼の長文の書簡においては、キリスト教それ自体については、ほとんどふれられておらず、一見したところキリスト教的臭みは、ほとんど感ぜられないのであるが、よく読んでみるとやはり、彼自身が最後に「日本の成長が精力的である事、及び自国のための貴殿の優れた努力が成功をもって報われます事は、このいたらぬ私、一人のクリスチャンの望みであります。⁽¹⁴²⁾」と結んでいるように、結局、キリスト教的な価値基準によって貫ぬかれたアドヴァイスをしていることが明らかとなるのである。

以上、過半数を占める 7 名の著名の識者達が、教育は結局、真の信仰であるキリスト教によって方向づけられなければならないことを主張しており、更に、最初の 4 名は宗派的な宗教教育によって方向づけられなければ、真の効果的な教育は不可能であると主張して憲法においては、「連邦議会は法律により、国教の樹立を規定し、もしくは宗教の自由なる礼拝を禁止することを

得ない。⁽¹⁴³⁾」と規定され信教の自由が認められ、法的には、アメリカ合衆国は世界にさきがけて、完全なる世俗国家として誕生していたわけであるが、その後 3/4 世紀を経過してもなお、キリスト教的価値観を絶対的なものとして考えており、教育はキリスト教によって方向づけられなければならないと信じ、更にそのうちのすくなからぬものが、宗派的な宗教教育によるのでなければ、真の教育はなしえないと考えていたのである。しかし、森が意図的にさけたと思われる問題に、森の気持ちを知ってか知らずか、あたかも、森の質問の中には、最も基本的でかつ「実質的な進歩の基盤」となるものが、欠落しているといわんばかりに、長広舌をふるっているのである。このような長広舌が、森自身を別とすれば「和魂洋才」的選択原理で西洋文化を摂取しようとし、又教育顧問をも雇い入れようとしていた、政府首脳者達の期待にそいうるものでなかったことはいまさら説明をするまでもないことである。

しかし、次にキリスト教には全くふれずに、回答を書いたものについてみるならば、その中には、ウールゼイ、クーパー、マーレイ、ノースロップ、ガーフィールドの 5 名を数えることができるのである。しかし、そのうち 11 頁といふかなり長文の書簡をよせてきたクーパーの回答についてみてみるならば、それは、他の回答とはいささか趣を異にするもので、彼自身の創設したクーパー・ユニオン (Cooper union) の紹介であり、その説明となっているのである。このクーパー・ユニオンというのは、19 世紀中頃のアメリカにおいて雇用主や、慈善心に富んだ富裕な人々によって急速に促進されることになった、労働者階級、つまりあらゆる種類の産業に従事している人々のために成人教育を施すための教育機関の一つであり、⁽¹⁴⁴⁾ 人々の間に生計の道を教え、経済、産業を発展させるような有益かつ必要な知識を押し進めることを教育の第一の目的とする考え、

並びに、「知識、経済、産業は文明人の持つ最も輝かしい長所であり、それらは確実に国の富：個人の繁栄を導く源泉⁽¹⁴⁵⁾」であるとする考えに支えられた学校であったことがわかるのである。しかし、このような教育に対する考え方は「一国の物質的繁栄」と教育との関係を第一に考え、教育の経済主義をとるようになるに至った森をはじめとする政府首脳者達の心をしっかりととらえはなさなかったものと考えられるのである。しかし、このクーパー・ユニオンは、成人教育という、ごくかぎられた分野の教育を取り扱うものであり、教育制度全般の確立ということが問題とされていた当時において、彼の助言は、それなりに貴重な示唆に富むものであっても、そこにはおのずから限界があったものと考えられるのである。

(2) マーレイの森書簡に関する回答

クーパーの回答を除くと、あとは問題なくマーレイの回答が質量ともに最も充実したものであることが、一目瞭然となるのである。いうまでもなく、コネティカット州の教育長ノースロップの回答は、さすがに、教育専門家のものであるだけにアメリカの公教育制度について、実に要領を得た説明を行っているのである。事実、森らは、この現役のコネティカット州の教育長ノースロップを日本の教育に関する最高顧問として招こうと努力していたのである。しかし、ノースロップは、現職が忙しく、森らの申し出を受け入れかねたといういきさつのあった人である。ノースロップからの回答は、現役の州教育長としての多忙な生活を反映してか、極めて簡単なもので、わずかに 4 頁にすぎないものであったのである。⁽¹⁴⁶⁾ 又 19 世紀の末になってあの有名なアメリカの中等教育制度及びその教育内容の改革運動の口火をきることになったハーヴァード大学の学長エリオット⁽¹⁴⁷⁾ の回答も、わずかに 2 頁にみたないものであり、相当数の外人教師を招聘すること、多数の師範学校を設立すること等の助言が目にとまる程度にすぎないのである。

イエール大学の前学長、ウールゼイは、個人

の力の自覚を深める事によって産業を刺激するような教育の必要性をとき、そのような「教育は賃銀あるいは生産に関して煩雑な制約を受けずに職業を求め、労働の場を求め、選択し、取り引きする自由と結びついていなければなりません。さもなければ教育を受けるものが不満を抱く事になるからです。全社会の最下級の階層まで教育が及ぶなら、教育には市民的、政治的自由が伴わなければならない事は否定できません⁽¹⁴⁸⁾」と指摘すると同時に「知性のある人々は、どのような政治形態の下にあっても、彼らが支配者を選ぶと選ばないにかかわらず政治に健全な影響を及ぼします」といっていることが目につく以外は、マーレイの回答にもよくみられる助言をなしているといえるのである。⁽¹⁴⁹⁾

又、ガーフィールドの発言においては、いかにも政治家らしく「代表制の政治形体が確立されているすべての国において、公共の平和の最良の保護手段として、国民の間に知識を広める事が最も賢明で最も経済的な策であることを政治家たちは知っております。⁽¹⁵⁰⁾」と共和政治体と教育との関係についてふれているのが目につく点である。というのは、宗教に関しては、キリスト教を教育との関係において外国に輸出しようとした当時のアメリカ人識者達も、アメリカの政治体制である共和制を教育との関係においては1人としてなく、そもそも、共和制と教育との関係についてふれているのはガーフィールドを除けば、ウールゼイとシエーリーの2名のみであったからである。この点に関しては、当時、森の書簡に答えたアメリカ人は、第二次世界大戦後、日本を占領したアメリカ人とは、全く異なった態度を示していたといえるのである。つまり、19世紀中頃のアメリカ人は、ヨーロッパ諸国と共有していたキリスト教文化に関しては、絶対的な態度をとりえても、その政治制度、特に共和政体に関しては、20世紀中頃のアメリカ人のように、おしつけがましい態度をとることはひかえていたといえるのである。しかして森が、「アメリカの生活と資

源」の中でアメリカ最高の思想家が、アメリカの政治体制は、政治家の陰謀を許し、アメリカを不幸な状態におとし入れているとなげいている事実をあげながら、共和制はいかなる形においてであれ、十分な配慮なしには移入すべきではないと警告していたことが思いおこされるのである。つまり、これはアメリカ人識者一般の態度でもあったといえるのである。

ガーフィールドの外に、何らかの形で共和政体と教育の関係についてふれている者は、わずかにウールゼイ、シエーリーの2名のみであり、しかもウールゼイは先に述べたごとく、「知性のある人々は、どのような政治形態の下にあっても、彼らが支配者を選ばないにかかわらず、政治に健全な影響を及ぼします。」といており、シエーリーも又、法というものが、君主によって制定されたり改廃されたりすると考えたり、国の立法機関の行為によるものと考えたり、国民の投票によるものと考えたりするのは、一般的なごくありふれた過ちであるとし、人間が国家の法を作る事が出来ないのは自然の法則を作る事の出来ないのと同様で、君主、立法機関、国民の法制定行為は法に対して与えた単なる解釈、明示であり、科学の宣言のごときものにすぎないといっているのである⁽¹⁵¹⁾つまり、政治制度と教育との関係に関しては、多くの識者達は、ホプキンズが、「政府は、その体制がいかなるものであろうとも、国民が知性的で自己統御が出来れば出来るほど、政府自体も強くなり国家の情勢も良くなるであろう⁽¹⁵²⁾」といっているその態度に共鳴していたといえるのである。たとえ、それが、現在ほど理論化されてはいなくとも、当時のアメリカ人の方が、いわゆるアメリカン・ウェイ・オブライフなるものを信じこんでいる現代のアメリカ人よりも、いまだ、キリスト教文化を絶対的なものと信じこんでいたという点をのぞけば、文化的相対主義者として、はるかに柔軟な態度を示していたように見受けられることは、興味ある点といえる。これはフルベッキやマーレイにおいてもみら

れた態度であり、彼等の我国における教育顧問としての活躍の性格を知る上にも、極めて重要な点と考えられるのである。すなわち、このような政治制度をはじめとするこの世俗的的制度文物に関するかぎりにおいてみられた文化的相対主義者(cultural relativist)としての柔軟な態度故にこそ、彼等は単に一国にのみそのモデルを求めることなく、各国から様々なことを学ぶべきことを勧告しえたことと解釈しうるからである。しかし、それが、結局は、アメリカ人のヨーロッパ文化に対するあこがれと共に、アメリカ社会における人種的、文化的構成の複雑さに由来するものであったと考えられるのである。

最後に、我々は、いよいよ、マーレイの回答そのものの検討に入るわけであるが、このマーレイの回答は、ラトガス大学の学長キャメルの依頼によって書かれたものであることは、一般によく知られていることである。⁽¹⁵³⁾ これまで検討してきたところから、当然予想されることであるが、まず第一にとりあげられるべきマーレイ書簡の特色は、22頁にも及ぶ長文の書簡において、キリスト教を思わせる言辭は、一切用いられていなかったことである。これは、彼が、19世紀中頃になってもいまだ、多数のアメリカ人が、教育はいかなる教育であれ、結局、新約聖書によって方向づけられた教育でなければならず、そのような教育を普及させることこそ最も肝要なことと信じこんでいたことを考えると、極めて意味のある特色といわざるをえないのである。勿論だからといって、オランダ改革派教会の会員であった彼自身がキリスト教そのものから解放されていたわけではなかったことはいうまでもないことである。結局、このような彼の宗教に対する寛容な態度の形成は彼がすでに数多くの日本人留学生とも知りあいになっていたことによるものと考えられると同時に、否、それ以上に、彼が、とりわけ宗教的多様性の強い地方に育ったこと並びにそのような

地方において、富裕な人々よりなる、しかし、少数派グループに属するオランダ改革派教会に彼が属していたことと無関係ではなく、又同様の理由から、彼の勤めていたラトガス大学がオランダ改革派教会の聖職者養成を主目的として発足した大学でありながら、次第に世俗化の傾向をたどらざるをえなかったこと、しかして、そのような世俗化の傾向が、彼の在任期間中にとりわけ顕著にあらわれていたこと等の事実と無関係ではありえなかったものと考えられるのである。

とまれ、マーレイのこのようなキリスト教に関する態度には、森ら数名を除けばいまだキリスト教に対する硬化した態度から解放されてはいなかった岩倉や木戸をはじめとする日本政府首脳部の心を大いに動かし、又安心させたものと考えられるのである。又彼のこのような態度は、「外国教師を雇い、専門諸学校を開くものは専ら彼の長技を取るにあり、其取るべき学術技術は法学医学数学物理学化学工学等なり其他神教修身等の学科は今之を取らず⁽¹⁵⁴⁾」という「学制」の精神に対しても抵抗を感じることなしにすむものであったのである。

マーレイ書簡の第二の特色は、20世紀の中葉に敗戦国日本に戦勝国民として乗りこんできたアメリカ人とは異なり、マーレイが、当時のアメリカ人の多くがそうであったように、すぐれて文化的相対主義者であったことを物語っていることにある。彼は、はっきりと、各国民には「国民性というものがある、それに応じて最も妥当と思われる教育計画を作成していかなくてはならない⁽¹⁵⁵⁾」ことを主張しているのである。というのは、一国が要求する文化が他国において要求されるものと正確に一致するものではなく、打ち破ってしまつては不得策な伝統的慣習というものがあるからであるといひ、「すべて学校制度を成功裏に打ち立てようとしたなら、国民の要求から自然に生れたものでなければならぬ⁽¹⁵⁶⁾」と主張しているのである。従つて、マーレイは、フルベッキほどでは

ないにしても、教育制度改革のモデルを単に、アメリカのみではなく、ドイツ、イギリス、フランスといった国々の教育事情比較検討しながら、それぞれの分野で、最もすぐれた点を参考にしようとしていた点がはっきりと認められるのである。とりわけ彼が、ドイツの教育を高く買っていたことは、彼の書簡にもはっきりと認められることである。すなわち、彼は「過去百年の間に、富、人口、名声及び影響の点で最も進んだ二つの国民といえば、合衆国とドイツであります⁽¹⁵⁷⁾」といているのである。このような彼の態度は、後に、田中不二麻呂らとともに、フィラデルフィアにおけるアメリカ開国百年記念の大博覧会に日本の教育の発展をアメリカ人に知らせ、かつ、博覧会を通じて各国の教育事情についての情報を集める目的で出張を命ぜられた際、帰国後、彼が文部省に提出した報告書の中に、よりはっきりとあらわれている態度である。すなわち、その報告書において、マーレイは、アメリカの教育制度のよさは、コモン、スクール(common school)にあるといい、ドイツのよさは義務教育制度のよく整っていることに、フランスの特徴は教育の国家管理のゆきとどいているところに、そして、イギリスの特色は高等教育が極めてすぐれている点にみいだすことができるといっているのである。しかし、同時に、どこの国の教育制度も長所とともに、短所をももっているものであり⁽¹⁵⁸⁾どの国にもあてはまるような絶対的に優れた教育制度などというものはありえないと報告しているのである。その都度、その都度、ケースごとに日本の実情をよく調査した上で、現行制度の欠点を補うという形において、修正して行くべきであり、新たに理論的に考え出された計画(a new and theoretically corrected scheme)に従って、根こそぎくつがえすような形で制度の抜本的改革を行なうようなことは、あくまで避けるべきであるとくりかえし主張しているのである。⁽¹⁵⁹⁾しかして、マーレイの書簡を読めば、このような主張は、彼が最初から彼の持論としてもっていたもの

であることが明らかとなるのである。このような彼の態度は、彼のキリスト教に対する態度とともに、政府首脳の心、とりわけ、マーレイ招聘に直接関係した田中や木戸の心、とりわけ、大久保の場合とは反対に、外国をみて以来、むしろ保守的になりはじめていたといわれる木戸⁽¹⁶⁰⁾の心を動かす一つの大きな要因となったものと考えられるのである。又、それは、同時に契約書に明確に規定されているように、「文部省の長官(head)の同意を得、彼と協力して、帝国の治安をおびやかさないかぎりにおいて⁽¹⁶¹⁾」という一定の範囲内において活動することを強いられた「お雇い外国人」としての立場に、彼自身を比較的容易に適応させうる条件ともなっていたと考えられるのである。

マーレイ書簡の第三の特色は、第二の特色とも当然関係することであるが、問題を提出した側の意図並びに必要なを理解しようと努めながら書かれたほとんど唯一の回答であったといえることである。たしかに、マーレイ以外にも、ベリンチーフなどは「日本国民はいかなる国の例をもそのまま踏襲すべきではなく、現在の機構を利用して出来るだけ国力を充実すべく努め、経験によって誤りであるとされたものを避け、かつ、同様な経験によって真の原理であると知られた広い原理を採用すべきである」⁽¹⁶²⁾ことを主張し、日本の政府権力が中央集権化されており、法律の発布をより容易にする特色をいかして、中央教育行政機関としての文部大臣を頂点に各行政地区には、教育部長、その下の地区には、教育主事等を任命して、中央集権的教育行政機構を確立し、国民を絶えず啓発する必要のあること等を勧告しているのである。⁽¹⁶³⁾しかし、このようなベリンチーフの勧告も次に示すようなマーレイの勧告ほど日本政府首脳部の心を動かすことはできなかつたと思うのである。すなわち、マーレイはまず、日本が「東洋諸国の顕著な前衛⁽¹⁶⁴⁾」として立っていることを指摘し、更に、イギリスが島国であり、四

方八方から到達できる貿易上の便宜さの故に、世界で最大の貿易国となるに至ったことと比較し、「日本は、アジア大陸及びアメリカの西岸に関して、イギリスのヨーロッパ大陸及びアメリカの東岸に関する位置にある。日本からも同様に巨大な貿易力を創り出そうとするためには近代的な貿易装具を導入し、政府による賢明な奨励さえ行えば⁽¹⁶⁵⁾」日本は必ず富む国となろうと確信をもって予言しているのである。しかし、そのためには、国民の心を激励して、貿易の利益を求めさせ、知識や技術や企業によって多くの国民を鍛え上げることが必要であり、そのような遠大なる計画を実行させ得るものは教育を以て外にないことを強調しているのである。このようなマーレイの勧告がいかにかに政府首脳部の心を引きつけるものであったかは容易に想像しうるところである。開国したばかりの日本についてこのような回答を書きえたことは多数の日本人学生の世話をしていたマーレイにして、はじめて可能であったといえるのである。更に注目すべきことは、マーレイが森の五つの質問に対して、いちいちていねいに答えていることである。他の回答の多くが、ともすると森の質問をそのまま素直に受け取らず、それぞれの勝手な意見やら、自己宣伝に似たものとなる傾向が顕著であった中で、マーレイのこのような回答は著しい特色をもつものであったといえることができるのである。しかして、彼は「一国の物質的繁栄に及ぼす教育の効果」という点に焦点を合せた回答をよせているのである。彼は一国の物質的繁栄をもたらすためには、ワット (Watts)、スティーヴンソン (the Stephensons)、ブルーネル (the Brunels)、ベッセマー (the Bessmers) といった人々がイギリスのためになしとげたこと、又はフルトン (the Fultons)、フランクリン (the Franklins)、モース (the Mores)、ヘンリー (the Henrys) といった人々がアメリカのためになしとげたことと同様のことを日本のためになしとげ

げるような人々、すなわち有能な技術者、航海士、造船業者、建築家、製鉄業者、製造業者を多数育成する必要のあることを説き、⁽¹⁶⁶⁾ このような一国の富を増大するために必要と考えられる新しい職業に従事する人々、つまり、都市の新興中産階級に属する人々を新たに育成するには多数の能力ある若者達にこれらの職業の基礎となっている科学的原則が教え込まれなければならない、更に、主要産業の一つとみなされる農業を改良していくためにも科学的知識は必須なものとなっていることを主張しているのである。⁽¹⁶⁷⁾ しかして、このような職業に従事する人々を育成していくためには、これらの職業に従事しようとしている若者達に、これらの職業に関する必要な実際的な知識を授けること、つまり職業教育を行うことが重要であると同時に、若者達の知力 (intellectual powers) そのものを発達せしめるための有効性がすぐには明らかにならないような学科、つまり、詩、言語、精神科学及び道徳科学、それに芸術といった学科、つまり一般教養も重視されなければならない⁽¹⁶⁸⁾ ことを強調しているのである。つまり、マーレイは日本が物質的に豊かになるためには、彼がアカデミー、又はユニオン大学で受けたと同じような種類の教育が、日本でも振興されなければならないといっていることがわかるのである。彼がいかに、アカデミー的な教育を高く評価していたかは回答の随所にみとめられるのであるが、それは、例えば、彼が女子教育を非常に重視していたこと等においてもよく現われていたといえるのである。すなわち、彼は、女子は、人間社会の一員として、男子と同様に重要であり、従って、女子の教育は、男子の教育と同様に、注意深く行われなければならないと述べているのである。⁽¹⁶⁹⁾ このような主張が、アカデミーにおいて、早くからなされていたものであったことは、すでに述べたところである。

又フルベッキが宣教師でありながら、かつてユトレヒトのポリテクニクインスティーションの卒業生であったため、実用を志向した自然

科学の分野における諸々の原理に通じていたことが、若い武士達の必要をみたし、彼らの心をとらえ、更に、明治新政府の首脳層の信頼をかち得る有力な条件の一つとなっていたことについては、しばしばふれたことであるが、同様のことが、実用を志向した自然科学を教授するアカデミーで教育を受け、卒業後もアカデミー的教育とは深い関係をもち続けていたマーレイについてもいえるのである。

マーレイ書簡の第四の特色は、教育の振興に関して、国家の役割を極めて重視していたことである。このような教育に対する国家の役割を重視する態度は、一見、彼が、いわゆる地方分権の原則から逸脱するものであるように見受けられるのである。当時、まだモリル法が制定されてまもなくのことであり、更にマーレイ自身が、アカデミー的な教育を実際に高等教育レベルまでおしあげる働きをすることになったモリル法に、極めて深い関心をよせていたことを考えると、このような彼の態度も極めて当り前の態度であったということができるのである。とまれ、彼は、「教育問題は政治家の任務のうちでも最も重要なものである⁽¹⁷⁰⁾」として、国民教育の振興に努め、教育による恵み深い感化力 (benign influence) で、人々をその形成期に教化しておくならば政府は、必要以上に厳しい (the severer) 干渉を加える必要もなくなり、善良で聡明なる人々を統制する必要はほとんどなくなるというのである。そこには明らかに、ジェファソン流のリパブリカニズムに通ずる考え方が認められるのである。しかし、このような考え方が、当時、徳治主義を強調する儒教伝統の強い影響を受けて育った政府首脳達、とりわけ木戸や田中といった人々の教育観と共鳴しうるところである。しかし、このような意味において教育がよく普及しているところでは、抑圧的な法令を制定したり、莫大な経費を必要とする軍隊や警察を設ける必要もなくなり、それだけ豊かな影響力のあ

る国、例えば、アメリカ合衆国とかドイツのような国を建設することが可能となるといっているのである。⁽¹⁷¹⁾ しかして、このような考えから彼は、すべての子供達は、何らかの教育を授けられるべきことを強調し、国は、すべての子供に何らかの教育 (universal education) を与えるべく努力しなければならないといっており、⁽¹⁷²⁾ ホレースマンらが主張したように、そうすることが支配者 (持てる者) の側にとっても、安あがりとなり好都合となるといっているのである。⁽¹⁷³⁾

しかし、彼が、ユニヴァーサル・エデュケーションの主張者であったからといってすぐさまジャクソン流のデモクラティックな思想にもとづくものでなかったことは、いうまでもないことであり、かなり保守的なジェファソン流のリパブリカニズムの擁護者であったことがわかるのである。つまり、彼は、すべての児童が高等教育の利益にあづかる必要はないといい、すぐれた政府の下では、当然のこととして、より優れた知能を持ち、より優れた教育を受けた人々によって治められるべきであり、世論を導き、法律を制定し、かつ、施行することは主として彼等、教育ある人々の手によって行われるべきであると云いきっており、これらの仕事を委ねられるべき人々は、特に注意して訓練されなければならないと、又彼等の努力は、奨励と名誉とをもって報いられるべきであるといっているのである。しかし、このような治者としての任務につく者の資質が、自然にほおっておいても発達するものであるなどと思ってはならないといっており、ジェファソン同様、エリート教育の必要性を強調していたことは、特に、注目に価する点といわざるを得ないのである。⁽¹⁷⁴⁾

以上のような考え方の上にたって、彼は諸々の教育機関が必要とされることを述べ、先ず初等教育機関としては、アメリカの公立小学校 (common schools) のようなものを準備する必要があると主張しているのである。ここでは、あらゆる学問の基礎となる読み書き、

及び自国語のスペリング、アラビア数字の書き方と算術、自国及び外国の歴史、が教えられるべきであり、この種の教育は貧富の別、出生の貴賤にかかわらず、すべての子供に授けられるべきこと。しかし、この種の学校は、すでに日本においてもかなりの程度 (in liberal measure) 普及しているからこれらの学校を政府の統制と監督の下 (government control and inspection) に置くべきことを勧告しているのである。(175) 更に、彼は普仏戦争でドイツがフランスに対して、勝利を得たのは、その教育がすぐれていたためであり、とりわけ、無償の (free) 初等教育制度が確立されていたことによるところが大であるといっている。(176) ことは注目すべき点といえる。

次いで、より高等の教育を受けたいと思う者のために、より程度の高い学校が設けられるべきであるといい、そこで、学生は、科学、数学、外国語、歴史、地理、文学等の諸学科を教えられるべきであるといっている。(177) このレヴェルの学校が、アメリカのアカデミー又は高等学校に相当する中等教育機関であることはいうまでもないが、ここで注意すべき点は、アメリカにおいてはこの種の学校は、ラトガス大学自身がそうであったように、子供達が極く幼い頃から一貫して教育を受けることが、しばしばであるといい、更に、このような初等教育レヴェル以上の教育は、単に個々の生徒の能力ばかりではなく、彼の境遇 (circumstances) が、それを許す者のみに限られるべきであるといっており、二重学校体制をそれとなく認めていたと思われる口吻が感じられることは注目すべき点であり、彼のアカデミー的性格の反映であるとみることができるのである。しかし、ここにたとえ彼がいかに教育ある者による支配を強調し自然の貴族制を支持しているようにみえても、そのような彼の主張は、ジェファソンのそれよりは、はるかに保守的なものであったことがわかるのである。すなわち、彼

は、初等段階の教育こそ、国が責任を持つべきであるが、より高等な段階の教育は、すべて国が、その責任をもつ必要はなく、私人あるいは私的団体に委ねられてしかるべきであるという考えをもっていたことがわかるのである。(179) その点においても又彼が自らの受けた教育、すなわち、私立、つまり、法人立の中等教育機関であるアカデミーの教育を全面的に肯定していたことがわかるのである。(180)

更に、政府の高官となり、学識を必要とする専門職に従事しようとするもののために、アメリカやイギリスの大学 (college) に相当する高等教育機関が設けられるべきであるとしているが、注意すべき点は、この高等教育機関こそ、あらゆる身分 (all the walks of life) の有能な青年をひきつけ、彼等に、何か偉大な、そしてすぐれたことを為し遂げようとする大いなる志を抱かせるに足るものにすべきであるといっていることである。(181)

つまり、マーレイは、このように、初等、中等、高等と下から順に積みあげて行くピラミッド形に階梯化された学校体制の確立を勧告していたことは明らかであるが、このような階梯化された教育体制のうち、国が直接責任をもって管理し、高い公共性を保たねばならない学校は、被治者を教化するための初等教育機関と、治者すなわち、エリート養成のための高等教育機関とであり、中等教育機関は、私人若しくは私的団体に委ねるという考え方をしていたことは、興味ある事実といわなければならない。更に、マーレイは、このように、初等、中等、高等と下から順に積みあげられ階梯化された学校教育制度の確立の他に、航海士や様々な分野における技師の養成のために、特別な教育が施されるべきであるとして、そのための職業技術学校 (technical school) の設立を勧告すると共に教員養成のための学校として師範学校の設置を勧告しているのである。しかし、特に後者に関しては、科学の教師になる者のた

めに特に実験室の使い方や適当な実験を通じて授業を進める方法等が教えられなければならないことを主張しているのである。(182)

最後に、最も優れた教育の成果を得るためには、以上のような諸々の学校の他に、博物館や天文台等の社会教育施設をも設立するこの必要なことを強調しているのである。(183)

以上、検討してきたところから明らかなように、マーレイの回答は、キリスト教には一言もふれずにまさに文化的相対主義者ともいふべき柔軟な立場に立って、日本には、日本固有の諸条件のあることを認め、日本の諸条件にかなった教育制度が確立されなければならないことを主張し、一国の物質的な繁栄のために教育を活用する必要のあることを認め、実用を重んずる科学教育の振興を強調し、そのために整えなければならない教育制度の概略を示し、そのような教育制度の確立にあたって国の果たさなければならない任務を明らかにしているのである。マーレイの書簡を他の12名のアメリカの著名なる識者達のそれと比較しながら読むと、いかにマーレイの回答が、日本の当時の実情に合致したものであったかがわかるのである。しかし、土屋忠雄博士も指摘しておられるように、(184)もし、マーレイ招聘にあたって、特に教育に関心をもっていた木戸、田中らを中心とする岩倉使節団の一行が、アメリカ人識者達の回答の吟味をしたとするならば当然、マーレイの回答が、最もよく彼等の注意をひくものであったといわざるをえないのである。すな

わち、実用を重んずる自然科学を教授し、又教員養成をも兼ねていたアカデミーを卒業し、アカデミー系のユニオン大学で学び、アカデミーの教師並びに校長をもつとめたことのあるアメリカ人教師、マーレイが日本の教育顧問として、実に慎重に選出されたことがわかるのである。彼は富裕なアメリカの中でも最も豊かな地方に生まれ、更に、富裕な人々の多かつた、しかし、明らかに、少数派グループに属していたオランダ改革派教会の教会員として、リヴィングストンがそうであったように、かなり進歩的で、啓蒙的な側面とともに、強い保守的な側面を併せもっていた極めて現実的なアメリカ人であったとみることができるのである。しかし、我国の教育は、マーレイという大西洋岸沿いの中部アメリカ出身のアメリカ人を教育顧問として招くことにより初等教育レヴェルにおいては、いわゆるコモン・スクール・ムーヴメント(Common school movement)、中等教育レヴェルにおいては、女子教育の振興をも含むアカデミー・ムーヴメント(academy movement)、高等教育レヴェルにおいては、モリル法による州立大学の急速な発達、教員養成に関しては、オルバニーのニューヨーク州立師範学校設立以後みられたノーマル・スクール・ムーヴメント(normal school movement)によって代表される諸々の成果をそれぞれとり入れていく可能性をもつことになったのである。

~~~~~  
(注)

- (1) Edward Newton and Richey Herman & The School in the American School Order, Houghton Mifflin Company, Boston, 1947, P. 160  
(2) Demarest: op cit, P. 368~370  
(3) Ibid.: pp 399~401  
(4) Ibid.: P. 284

- (5) David Murray Collection (Library of Congress) (File 1) "The Development of Education in Japan", paper for University Magazine (Union College) April, 1904  
(6) Dictionary of American Biography, op cit, XIII, pp 358~359

- (7) Demarest, op cit, 445
- (8) Demarest, p. 444
- (9) David Murray Collection (File II)
- (10) Dictionary of American Biography; op cit.
- (11) David Murray Collection (File II. Development of Education in Japan はユニオン大学の機関紙 University Magazine of Union College に発表された論文である)
- (12) The Board of Regents of the University of State of New York は1784年に初等教育機関から高等教育機関に至るまでの州全体の教育を司る中央教育行政機関として新たに教育長職 (the superintendent of common schools) がおかれることになって以来この The Board of Regents of the University of State of New York は中等及び高等教育機関のみを司ることになったのである。ちなみにこの1812年にアメリカにおいて最初に設けられた、教育長職は1821年には廃止になつており1854年になつて再び the superintendent of public instruction として復活されている。従つてマーレイは初等教育行政には、直接タッチすることはなかつたといえる。Edward & Richey: op cit, p. 336
- (13) Dictionary of American Biography op. cit, 及び Demarest :op cit, p. 445
- (14) Demarest, p. 445
- (15) Ibid, p. 445
- (16) Brubacher, John &, A History of the Problems of Education: McGraw Hill Book Company, Inc New York, 1947, pp 420~429
- (17) Edwards & Richey: op cit. p. 244
- (18) Butts & Cremin: op cit, pp. 260~261
- (19) Cubberley: Public Education in the United States, op. cit, p. 247
- (20) Cubberley: op cit, pp. 250~251
- (21) Bailyn, Bernard: Education in the Forming of American Society Vintage Book: New York, 1960, p. 40
- (22) ピアード, チャールズA, ピアード, メアリR. 岸村金次郎, 松本重治訳 アメリカ合衆国史上巻 (1960) p. 68
- (23) Ibid, p. 68
- (24) Bridenbaugh, Carl: Cities in the Wilderness: Alfred A. Krope New York, 1960 p. 6
- (25) ピアード: op. cit, p. 68
- (26) Bailyn Bernard: op. cit: 1960 pp 40~41
- (27) Cubberley: Public Education in the United States: op. cit, p. 251
- (28) Butts & Cremin op. cit, p. 431
- (29) Cubberleyによれば, 1825年から1828年までの間に新しい教科のほとん半数があらわれており, この時期がアカデミー発達の最もめざましい時期であつたとされている。Public Education in the United States op. cit, p. 249
- (30) Edward & Richey op cit, pp. 249~250
- (31) Butts & Cremin: op. cit, p. 262
- (32) Cubberley Public Education in the U.S. p. 247
- (33) Ibid, p. 250, p. 376

- (34) Brubacher:op.cit,pp.507  
~508
- (35) Cubberley:Public Educa-  
tion in the United States,  
op.cit,p.251
- (36)高橋是清:op,cit,pp162~163  
pp.211~214  
彼が経済的観念の発達した人であったこ  
とは、彼の通訳をしていた高橋も認めて  
いたことである。
- (37) Fox Dixon R:Union Colle-  
ge:An Unfinished History of  
Schenectady,1945
- (38) Demarest p.154
- (39) Ibid,p.196
- (40)ピーター・ウィルソンも又何度かラトガ  
ス大学の教師あるいは学長になるよう勸  
誘されていた人である。  
Ibid p.145
- (41) Ibid,p.128 p.146
- (42) Butts & Cremin:op cit,  
p.80  
Edward & Richey:op cit,  
pp.174~176
- (43) Butts,R.Freeman:A Cultu-  
ral History of Western  
Education McGraw-Hill Book  
Company Inc,New York,1955,  
p.474  
Edwards & Richey:op cit,p  
p.160
- (44)榊田久雄:米国の大学における一般教育の  
基本的課題に関する歴史的研究(1)新潟大学  
教育学部紀要,第5巻第1号1963  
p.7
- (45) Demarest:op.cit,p.74
- (46) Ibid,p.75
- (47) Cubberley:Public Educa-  
tion in the U.S,  
pp.264~265
- (48) Hofstadter,Richard:Acade-  
mic Freedom in the Age  
of College,Columbia Univer-  
sity, New York,Paperback
- (49) Demarest:op.cit,pp75-76
- (50) Demarest:p.239
- (51) Ibid:p.237
- (52) Butts:op cit,  
p.323 p.325
- (53)リウイングストンは自然科学に対する理解  
は浅く、結局は神学一点ばりの保守主義者  
であったとする説もある。  
Demarest:op,cit,p.227
- (54) Ibid,p.276
- (55)このいきさつについてはIbid,  
pp.327~329
- (56) Ibid,p.334
- (57) Ibid,p.336~337
- (58) Ibid,p.347
- (59) Ibid,p.344
- (60) Ibid,p.348
- (61) Ibid,p.367
- (62) Ibid,p.380
- (63) Ibid,p.402
- (64) Ibid,pp.404~405
- (65) Ibid,pp.397~398
- (66) Ibid,p.403  
この割合は1819年には2/3に減少し  
ている。
- (67) Ibid,p.128 p.146
- (68)当時学生の数に20名程度であり各学年に  
56名ずつ在籍していたといわれている。  
Ibid,p.89  
グラマースクールの生徒数は20名以上い  
たといわれている。  
Ibid,p.144
- (69) Ibid,p.183
- (70) Ibid,p.194
- (71) Ibid,p.190
- (72) Ibid,p.192

- (73) Ibid, p. 194
- (74) リヴィングストンの給与は神学教授として1700ドル, 学長として300ドル計2000ドルという高い額になっており, 大学の経常費の最も大きな部分を占めていたといえるのである。リヴィングストンは大学創設の当初より学長候補として白羽の矢が立てられていたのが理事会はいつも給与の点でことわられ続けていたのである。ちなみに, 当時, 彼がニューヨークで受けていた給与は2500ドルであった。
- (75) Ibid, p. 285~287  
Ibid, p. 218 p. 239
- (76) Ibid, pp. 368~370 レンゼリアポリテクニクインスティテュートについては Cubberley op. cit, pp. 276~278 Edward & Richey: op cit, p. 363 pp. 364~365 p. 633
- (77) Demarest: op cit, p. 346
- (78) Ibid, p. 385
- (79) Mori Arinori: Education in Japan: A Series of Letter Addressed by Prominent Americans to Arinori Mori: D Appleton and Company: New York: 1873 p. 175  
尾形裕康: 学制実施経緯の研究: op. cit. p. 405
- (80 81) Demarest: p. op. cit, p. 402
- (82) Ibid, pp. 397~398
- (83) Ibid, p. 403
- (84) Ibid, p. 385
- (85) Ibid, p. 363
- (86) Ibid, pp. 395~396 pp. 443~445
- (87) Ibid, p. 368~370
- (88) Ibid, p. 346
- (89) Ibid, p. 385
- (90) Edward & Richey: p. 365
- (91) Allen, p. Hollis: "Federal Government and Education" p. 63 Cubberley: Public Education in the United States: op cit, p. 279
- (92) Cubberley, Ellwood P, State School Administration p. 42
- (93) Demarest: op cit, p. 408
- (94) Ibid, p. 409
- (95) Mori Arinori: Education in Japan op. cit, p. 176
- (96) ちなみにこの決議に際して上院においては, 賛成12, 反対6で, 下院においては賛成50反対1であった。Demarest, p. 402~410
- (97) Ibid, pp. 410~412
- (98) Demarest: op. cit, p. 467 Griffis, William E.: The Rutgers Graduates in Japan.
- (99) Rutgers College: 1916, p. 21 (これはグリフィスが1885年7月16日にキルパトリック教会堂で行った講演を出版したものであるが, そのNotes and AppendicesのII Japanese Students in Rutgers Collegeである。)
- (100) Demarest p. 376
- (101) Mori Arinori: Education in Japan, op cit, pp. 144~152
- (102) Ibid, pp. 153~195
- (103) Mori, Arinori: Education in Japan op. cit, Contents
- (104) Ibid, pp. 1~2



- (105) Griffis William Elliot:  
The Rutgers Graduates in  
Japan, op cit, p 30, Notes  
and Appendices VIII,  
How the Japanese came to  
New Brunswick
- (106) Mori Arinori: Life and  
Resources in America,  
Washington (original edi-  
tion), 1871
- (107) (108) Ibid, p. 121
- (109) どのような見解を代表するものとして  
Curti, Merle: The Social  
Ideas of American Educa-  
tors: Littlefield Adams &  
Co Paterson, 1961,  
pp. 101~168
- (110) Mori Arinori: Life and  
Resources in America  
op. cit, pp. 211~241
- (111) Ibid, pp. 261~277
- (112) 林竹二: 幕末の海外留学生 - 日本人の足  
跡をたずねて - 日米フォーラム  
1964, 7~8, p. 45
- (113) Alcock Rutherford: The  
Capital of the Tycoon, オール  
コック, ラザフォード, 山口光朔訳: 大  
君の都, 岩波書店, 昭38年(1963)  
下巻, pp. 11~72
- (114) どのようなユートピア社会建設の試みは,  
常時アメリカの各地で行われていたもので,  
ブルック・ファーム (Brook Farm) の  
それは代表的なものであるといえる。従つ  
て, Sam Henry W: Autobiography  
of Brook Farm; Prince-Hall  
Inc, 1958 を読んでおくことは, ハリス・  
コミュニテイの理解を助けるものと思わ  
れる。
- (115, 116) Griffis: Japanese  
Students in Rutgers Coll-  
ege, ap cit, p. 22
- (117) Hall Ivan: Mori Arinori,  
Formative Years, Papers  
on Japan (Vol 3) East Asian  
Research Center, .  
Harvard University, 1965,  
pp. 58~60
- (118) 大久保利謙: 森有礼, ap cit,  
p. 146
- (119) Ibid, p. 2
- (120) "
- (121) Ibid, p. 25
- (122) Ibid, pp. 25~26
- (123) Mori Arinori: Life and  
Resources in America, op  
cit, p. 13  
但し, 林竹二教授も指摘しておられるご  
とく, このような森の告白は, 彼自らす  
すんで行なったものというよりは, むし  
ろランマンらの忠告を入れた消極的なも  
のとする解釈もなりたつように思われる。
- (124) Ibid, p. 13
- (125) Schwantes: op cit, p. 89
- (126) 大久保利謙: 森有礼, p. 199
- (127) Ibid, p. 208
- (128) Ibid, pp. 2~3
- (129) Ibid, pp. 215~216
- (130) 林竹二: 森有礼研究, 東北大学教育学部  
研究年報 XV 1967, p. 17, Mori  
Arinori: Religious Freed-  
om in Japan, op cit, p. 10
- (131) Lanman, C.: The Japanese  
in America Part I, p. 27
- (132) Mori Arinori: Religious  
Freedom in Japan,  
吉野作造「日本宗教自由論解題」明治文  
化全集, 第11巻, 宗教編, 収録のものを  
参照のこと。

- (133) Mori Arinori: Religious Freedom in Japan, op.cit, p.8
- (134) 林竹二: 明治教育の出発と挫折 - 森有礼を中心として - 潮別冊春季号, 日本の将来: 昭和42年(1968), p.82  
又森の代理公使辞任のよりくわしいいきさつについては, 林竹二: 森有礼研究, op.cit. 参照のこと。
- (135) 開国百年記念文化事業会: 日米文化交渉史(3) op.cit, pp.139~142
- (136) スターンズの書簡は森の Education in Japan, op.cit, pp.8~14 に収録 (なお引用した箇所の訳語はすべて尾形博士のそれに頼ることとした) 尾形裕康 学制実施経緯の研究: op.cit, p.315
- (137) Mori Arinori: Education in Japan, pp.54~65  
尾形: 学制の実施経緯の研究: op.cit, p.344
- (138) Mori Arinori: Education in Japan, pp.66~73  
尾形: 学制の実施経緯の研究, op.cit, p.348
- (139) Mori Arinori: Education in Japan: op.cit, pp.74~77  
尾形: 学制の実施経緯の研究: op.cit, p.351
- (140) Mori Arinori: Education in Japan: op.cit, pp.115~132  
尾形: 学制の実施経緯の研究: op.cit, p.380
- (141) Mori Arinori: Education in Japan: op.cit, pp.78~86  
尾形: 学制の実施経緯の研究: op.cit, pp.353~354 p.355
- (142) Mori Arinori: Education in Japan, op.cit, pp.653  
尾形: 学制の実施経緯の研究 p.340
- (143) 合衆国憲法修正第一条より, アメリカ学会訳編: 原典アメリカ史二巻 岩波書店, 昭和29年(1954) p.416
- (144) Mori Arinori: Education in Japan: op.cit, pp.15~25  
尾形: 学制実施経緯の研究 op.cit, pp.318~323  
Butts & Cremin: op.cit, p.240  
Edwards & Richey: op.cit, 633
- (145) 尾形: 学制実施経緯の研究: op.cit, p.319
- (146) Mori Arinori: Education in Japan, op.cit, pp.109~112
- (147) Ibid, pp.113~114, エリオットについては Teachers College Columbia University 1691 同様に Krug の The Shaping of American High School: Harpers, New York, 1964 参照
- (148) Mori Arinori: Education in Japan, op.cit, pp.3~8  
尾形: 学制実施経緯の研究, op.cit, p.313
- (149) Ibid, p.314
- (150) Mori Arinori: Education in Japan, op.cit, pp.133~143  
尾形: 学制実施経緯の研究: op.cit, p.385
- (151) 尾形: 学制実施経緯の研究: op.cit, p.348
- (152) Ibid, p.345
- (153) 日米文化交渉史Ⅲ, op.cit, pp.310~311 Mori Arinori: Education in Japan: op.cit, p.87 にキヤメル学長自身の書簡もそえてあり, このキヤメルの書簡がマーレイ

- がキヤメルに代って書いたことが明らかにされている。マーレイの書簡はIbid, pp.88~108 に収録されている。
- (154)「学制」(第189章) 明治以降教育制度発達史, op.cit, p.311
- (155,156) Mori Arinori: Education in Japan: op.cit, p.101  
尾形: 学制実施経緯の研究, op.cit, p.363
- (157) Ibid, p.89 尾形: 学制実施経緯の研究 p.357
- (158) David Murray Collection (Library of Congress)(File) Report upon Educational Exhibit at Philadelphia International Exhibition (1877) p.11
- (159) Ibid, p.23
- (160) 明治文化史: 道徳編, op.cit p.408
- (161) David Murray Collection (FileIII) Contract with Japanese Governmentの中の言葉
- (162) 尾形: 学制実施経緯の研究: op.cit, p.339
- (163) Ibid, pp.338-339
- (164,165) Mori Arinori Education in Japan: op.cit, p.94
- (166) Mori Arinori: Education in Japan: op.cit, p.92
- (167) Ibid, p.90
- (168) Ibid, pp.103~104
- (169) Ibid, pp.102~103
- (170) Ibid, p.88
- (171) Ibid, pp.88~89
- (172) Ibid, pp.102~103
- (173) Curti, Merle: The Social Ideas of American Educations: op.cit, p.112
- (174) Mori Arinori: Education in Japan: op.cit, pp.98~99
- (175) Ibid, pp.104~105
- (176) Ibid, pp.100~101
- (177) Ibid, pp.105~106
- (178) Ibid, p.102
- (179) このような考えは David Murray Collection (File1) "Report upon Educational Exhibit at Philadelphia International Exhibition" 1877 op.cit, p.11 にもはっきりと表明されている。
- (180) このような考え方が森の考え方とも相通ずるものであり, 彼の「学制改正に付意見」の第一と同じ考えに立つものであることは興味深い点である。  
倉沢剛: 小学校の歴史II, op.cit, p.364
- (181) Mori Arinori: Education in Japan, op.cit, p.106
- (182) Ibid, p.107
- (183) Mori Arinori: Education in Japan: op.cit, 107~108
- (184) 土屋忠雄: 明治前期 教育政策史の研究: op.cit, p.176